

平成29年11月号

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車で通行中、前の方に車が止まっていたが、反対側から車や自転車が来ていなかつたので、そのままの速度で止まっている車の横を通りすぎた。

- ② 自転車を駐車するときは、駐車が禁止されていない場所に、歩行者や他の車の通行の妨げにならないように駐車する。

- ③ 自転車で交差点を右折する時は、車と同じ方法で右折してもよい。

- ④ 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に右のブレーキを掛けた方がよい。

- ⑤ 自転車で踏切を横断する時は、直ちに停止することが出来る速度で、安全を確認しながら横断する。

# 交通 安 全 テ スト 平成29年11月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車で通行中、前の方に車が止まっていたが、反対側から車や自転車が来ていなかつたので、そのままの速度で止まっている車の横を通りすぎた。【×】

A：止まっている車のそばを通るときは、注意して十分速度を落としましょう。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節4(歩行者などに対する注意(抜粋))

(3) 停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。

### <指導のポイント>

停車車両のドアが急に開いたり、車の陰から歩行者が飛び出してくることがありますので、速度を落とし、しっかりと安全確認をしましょう。

② 自転車を駐車するときは、駐車が禁止されていない場所に、歩行者や他の車の通行の妨げにならないように駐車する。【○】

A：自転車を駐車するときは歩行者や他の車の通行の妨げにならないように駐車しましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節4(歩行者などに対する注意(抜粋))

(6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

### <指導のポイント>

自転車を駐車するときは、近くの駐輪場を利用するなど、他の通行の妨げにならないようしましょう。

③ 自転車で交差点を右折する時は、車と同じ方法で右折してもよい。【×】

A：車と同じ方法で右折してはいけません。

● 道路交通法第34条(左折又は右折)

第3項 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3(交差点の通り方(抜粋))

(3) 交差点での右左折は、次の方法でしなければなりません。

イ 右折は、次の方法でしなければなりません。

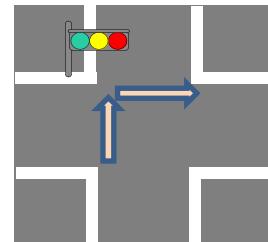
(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青にな

ってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

#### <指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときはできる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。  
(右図に記載の矢印のとおりに右折する。)



#### ④ 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に右のブレーキを掛けた方がよい。

【×】

A：先に左（後輪）のブレーキを掛けましょう。

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節4（自転車の正しい乗り方（抜粋））  
(5) 停止するときは、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキをかけて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

#### <指導のポイント>

一般用自転車のほとんどが右ブレーキは前輪、左ブレーキは後輪となっていますので、ブレーキをかけるときは左（後輪）から掛けましょう。（※JIS規格でブレーキレバーの配置は定められています。）

もし先に右のブレーキを強くかけると前輪がロック（回転が止まる）され、その勢いで後輪が浮いてしまうこともあります、バランスを崩し大変危険です。

#### ⑤ 自転車で踏切を横断する時は、直ちに停止することが出来る速度で、安全を確認しながら横断する。 【×】

A：踏切の直前で停止し、安全を確認した後、押して渡るようにしましょう。

- 道路交通法第33条第1項（踏切の通過（抜粋））  
車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））  
(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

#### <指導のポイント>

踏切では、渡る前に必ず一時停止をし、安全を確認してから自転車を押して渡るよう  
にしましょう。

また、踏切の警報器が鳴っているときや遮断機が降り始めてからは踏切に入ってはい  
けません。